

昭和区電子ピアノ等貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、昭和区役所地域力推進課で保有する電子ピアノ及び使用に必要な資材（以下「電子ピアノ等」という。）を、安心・安全で快適なまちづくり活動及び昭和区のPRなど昭和区の区政推進を目的とした取り組みに対して、貸し出しする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(貸出資材)

第2条 貸出しをする資材は、次のとおりとする。

- (1) 電子ピアノ（YAMAHA アリウス YDP-161） 1台
- (2) 電子ピアノ付属椅子 1脚
- (3) ポータブル電源（Jackery ポータブル電源 1000Pro） 1台

(申込書の提出)

第3条 電子ピアノ等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ昭和区電子ピアノ等使用申込書（第1号様式、以下「申込書」という）に必要な書類を添付して、名古屋市昭和区長（以下、「昭和区長」という）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、昭和区役所または昭和区役所が構成団体の一員となる実行委員会等の団体が使用するときは、この限りではない。

2 申込書は使用日の属する月の3ヶ月前の初日（当該日が昭和区役所の閉庁日の場合は直後の開庁日）の午前9時までに提出するものとする。

(使用者の決定)

第4条 前条第2項に規定する日時までに同一日時の使用申込が他にない場合は、その申込者を使用者とする。

2 前条第2項に規定する日時までに同一日時の使用申込が2以上あった場合は、別に定める抽選の方法により使用者を決定する。

3 前項の抽選は、抽選会を使用日の属する月の3ヶ月前の10日（当該日が昭和区役所の閉庁日の場合は直後の開庁日）に昭和区役所において行う。

4 抽選は、抽選対象となった申込者またはその代理人が参加することとし、抽選に参加できない場合は、昭和区長が指名する区役所職員が参加する。

5 前条第2項に規定する日時以降の申込については、先着順で使用者を決定する。ただし、同一日時の使用申込が同時に2以上あった場合は、その場で本条第2項と同様の方法による抽選により決定する。

6 昭和区役所または昭和区役所が構成団体となる実行委員会などの団体（以下、「昭和区役所等」という。）が電子ピアノ等を使用する場合で、昭和区長が特に必要と認める場合は、第1項、第2項および第5項の規程にかかわらず、昭和区役所等が優先して使用することができる。

（決定の通知）

第5条 使用者の決定の通知は、昭和区電子ピアノ等貸出承認書（第2号様式、以下「承認書」という）により使用日の前日までに行う。

2 前条の規定により実施された抽選の結果については、抽選の実施後10日以内に通知する。

（電子ピアノ等の貸出期間等）

第6条 電子ピアノ等の貸出期間は1週間以内とする。

2 本条において、昭和区長が認める場合は、この限りでない。

（電子ピアノ等の受け渡し）

第7条 使用者による電子ピアノ等の受け取りは、使用日の前日の午後に行う。返却は、使用日の翌日の午前に行う。ただし、受取日及び返却日が閉庁日にあたる場合は、受取日については直前の開庁日の午後、返却日については直後の開庁日の午前とする。

2 本条において、昭和区長が認める場合は、この限りでない。

（使用承認基準）

第8条 昭和区長は、第3条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、電子ピアノ等の使用を承認しない。

- (1) 昭和区及び名古屋市の品位を傷つけ正しい理解の妨げになるとき
- (2) 電子ピアノ等を正しい使用方法に従って使用しない恐れのあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (5) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) その他、昭和区長が電子ピアノ等の使用について不適正と認めたとき

（使用料）

第9条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「昭和区電子ピアノ等使用上の注意」を遵守し、適切に使用すること
- (2) 電子ピアノ等を第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 営業活動など、営利目的につながる活動には使用しないこと
- (4) 申込書の記載どおりに使用すること

- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (6) 雨のあたる場所あるいは水辺で使用しないこと
- (7) 足場の悪い状態・場所で使用しないこと
- (8) 電子ピアノ付近で飲食しないこと
- (9) その他、昭和区長が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承認の取り消し)

第11条 昭和区長は、使用者が第8条の各号のいずれかに該当することが判明した場合および第10条に定める事項を遵守しなかった時は、その使用の承認を取り消し、直ちに電子ピアノ等を返却させるとともに、その使用者への貸与は以後一切行わない。この場合、使用者に損害が生じてても、昭和区役所は一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第12条 電子ピアノ等を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、昭和区役所が指示する方法により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第13条 電子ピアノ等が著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、使用の申し込みがあった場合においても、貸出を中止する。なお、これにより使用者が被った損害等については、昭和区役所は一切補償しないものとする。

(免責事項)

第14条 電子ピアノ等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、昭和区役所は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第15条 この規程にかかる事務は、昭和区役所地域力推進課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、電子ピアノ等の取扱いについて必要な事項は、昭和区長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。